

1

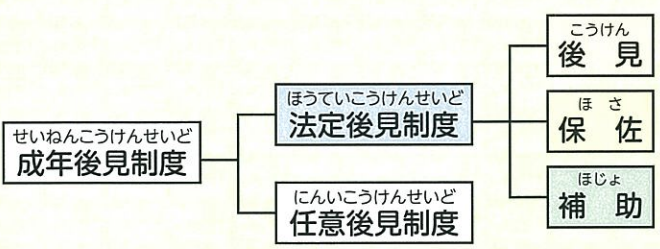
『成年後見制度』とはどんな制度ですか。

⇒判断能力が不十分な人をご支援する法律上の制度です。

対象者	支援の方法	制度の目的
認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人	家庭裁判所により選任された支援者(『後見人等』)が、本人のために活動します。	本人の利益や財産を守り、本人の意思を尊重した日常生活を支援します。

2

成年後見制度には、どのような種類がありますか。



3

法定後見制度とは、どんな制度ですか。

⇒すでに判断能力が低下している又は低下し始めた人をご支援する制度です。

法定後見制度では、後見人等から、どのような支援をしてもらうことができますか。

ざいさんかんり 財産管理	預貯金通帳・印鑑の保管、入出金管理 公共料金など必要経費の支払い 保険金や年金などの受領 不動産の維持管理、遺産分割 など	しんじょうかんご 身上監護	診療契約、入院契約、医療費の支払い 施設の入退所契約、施設処遇の監視、 施設利用料の支払い 行政機関への届け出(社会保険、年金、 税金等) など
-----------------	--	------------------	--

ただし、次のことなどは支援の対象ではありません。

- 事実行為としての介護(身体介助、買い物、洗濯等)
- 保証人になること(身元保証、身元引受、入院保証等)
- 医療行為への同意(手術同意、治療方針の同意等)
- 一身専属権の代理行為(結婚、離婚、養子縁組、遺言等)
- 死後事務(但し、一定の要件のもとで一定の事務を行うことができます。)

4

法定後見制度にはどのような種類がありますか。

また、その対象者はどんな人ですか。

法定後見制度	類型	対象者(本人の判断能力の目安)
	後見	判断能力が常に欠ける人 日常的な活動を自分ひとりで判断できず、誰かにやってもらわなければならない。
	保佐	判断能力が著しく不十分な人 日用品の購入など日常生活に関する行為はできるが、重要な財産行為は一人でできない。
補助	判断能力が不十分な人 重要な財産行為をすることができるとしても、本人の利益のためには支援を受けた方がいい。	

5

任意後見制度とは、どんな制度ですか。

⇒今はまだ判断能力がしっかりしている人が、将来認知症などにより判断能力が不十分になった場合に備えておく制度です。

ご本人が、あらかじめ支援してくれる人(『任意後見人』)と支援してもらう内容を決めて、公正証書で契約しておきます。